

アスリート留学 プログラム約款

アメリカ大学スポーツ留学サポート

改訂案 料金を維持したまま、サービス範囲・契約期間・申込者との役割分担を明確にした公開前確認用の
文案です。

施行予定日 2026 年 7 月 21 日

版 本 2026-07-21 Draft 1

発 行 者 合同会社 TEAM Sugi

文書管理番号 TS-ATH-TERMS-20260721-D1

ご契約前に確認いただきたい重要事項

ご案内 このページは約款の要点を読みやすくまとめたものです。契約条件の詳細は、後続の基本約款・各プラン個別約款・別紙をご確認ください。要約と本文に相違がある場合は、本文が優先します。

料金 スタンダード 330,000 円（税込）／プレミアム 528,000 円（税込）

対象校 スタンダードは提携校限定。プレミアムは提携校に加えて非提携校 5 校まで。

契約期間 契約成立日から、進学先大学の入学オリエンテーション開始日または授業開始日の早い日から 60 日後まで。ただし最長 18 か月。

成果保証 大学合格、入部、ロースター入り、試合出場、スカラシップ、ビザ発給等は保証されません。

本人が行うこと 最終的な学校選択、本人確認、署名・宣誓、申請の最終確認・提出、面接、第三者費用の支払い等。

別途費用 学費、住居費、航空券、保険、出願料、ビザ・SEVIS、試験、登録・審査等の第三者費用。

プラン概要

サービス	スタンダード	プレミアム
希望条件・進学ルートの整理	○	○
提携校の候補選定・入部交渉	○	○
既存プロフィール・動画資料の確認／整理	○	○
対象校のスカラシップ条件確認・交渉支援	○	○
非提携校への入部交渉	—	5 校まで
デジタルリクルーティング	—	○
出願・ビザ・ハウジング申請支援	○	○
渡米前・渡米後サポート	○	○

I. 基本約款

本章は、アスリートスタンダードプランおよびアスリートプレミアムプランの双方に共通して適用されます。

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

本約款は、合同会社 TEAM Sugi（以下「当社」といいます）が提供するアメリカ大学スポーツ留学サポート（以下「本プログラム」といいます）の利用条件を定めるものです。申込者は、本約款、選択したプランの個別約款および申込時に確認した書面等に同意したうえで、本プログラムを利用するものとします。

第 2 条（用語の定義）

本約款における用語の意味は、次のとおりとします。

- 「留学者」とは、本プログラムの支援を受け、アメリカの大学への進学および大学スポーツへの参加を目指す本人をいいます。
- 「申込者」とは、当社所定の申込手続きを行い、本契約の当事者となる者をいいます。留学者が未成年の場合は、原則としてその法定代理人を申込者とします。
- 「対象学期」とは、申込フォーム、契約確認書、見積書その他記録に残る方法で確認した入学希望学期をいいます。
- 「提携校」とは、候補校の選定時点で、当社が提携校として申込者へ書面、電子メール、LINE その他記録に残る方法で案内した大学をいいます。
- 「非提携校」とは、提携校以外の大学をいいます。
- 「対象校」とは、第 8 条に基づき、当社と申込者が交渉または出願支援の対象として記録に残る方法で確認した大学をいいます。
- 「サポート着手」とは、第 25 条に定める事前通知後の個別作業の開始をいいます。

第 3 条（契約書類および優先順位）

本契約は、本約款、各プラン個別約款、申込フォーム、契約確認書、見積書、請求書および当社と申込者が記録に残る方法で合意した個別条件により構成されます。

これらの内容が抵触する場合は、①個別に合意した特約、②契約確認書・申込フォーム・見積書・請求書、③各プラン個別約款、④基本約款の順に優先します。ウェブサイト上の一般的な説明または口頭での案内は、記録に残る方法で本契約の内容として確認されない限り、個別の契約条件を変更するものではありません。

第 4 条（契約の成立）

本契約は、次のすべてが完了した時点で成立します。ただし、当社が分割払いその他の支払方法を書面で承認した場合は、その合意内容によります。

- 申込者が当社所定の申込フォームを提出すること。
- 申込者が本約款および選択プランの内容に同意すること。
- 当社が申込みを承諾すること。
- 当社が所定のプラン料金の入金を確認すること。

当社の承諾前に入金が行われ、その後当社が申込みを承諾しない場合、当社は受領した金額の全額を速やかに返金します。この場合の返金に必要な振込手数料は当社が負担します。

第 5 条（申込みの拒否）

当社は、次のいずれかに該当する場合、合理的な判断により申込みを承諾しないことがあります。

- 学業成績、英語力、競技歴または競技実績が、候補となる大学・チーム・リーグ等の基準に適合しない場合
- 未成年の留学者について法定代理人の同意が確認できない場合
- 入学、出願、登録、資格審査、ビザ申請等の期限に間に合わない可能性が高い場合
- 健康状態、渡航条件、資金計画その他の事情により、留学の実現または本プログラムの適切な提供が困難と合理的に判断される場合

- 申込内容、提出書類、競技歴、学業成績その他の情報に虚偽または重大な誤りがある場合
- 申込者、留学者または関係者が反社会的勢力に該当し、またはこれらと関係を有する場合
- その他、本プログラムの適切な提供が困難となる具体的かつ合理的な事情がある場合

第2章 サービス内容

第6条（共通サービス）

当社は、両プランに共通して、選択プランの対象校および本約款に定める範囲で、次のサポートを提供します。

- 競技、学業成績、英語力、希望専攻、年間予算、地域、入学時期その他の希望条件の整理
- 進学ルートおよび対象となり得る提携校の選定に関する情報提供・助言
- 申込者から提供された競技プロフィール、競技成績、写真、動画および動画リンクの確認・整理
- 対象校の大学コーチまたはチーム関係者への紹介および入部交渉
- 対象校におけるスカラシップ条件の確認および交渉支援
- 対象校への入学出願支援
- 英語要件、英語学習目標および準備スケジュールの確認
- 学生ビザ申請およびハウジング申請の支援
- 渡米前アスリートオリエンテーション
- 契約期間内の渡米後メール・Zoom サポート

本プログラムは、申込者および留学者による意思決定・申請・準備を支援するサービスです。大学、チーム、リーグ、政府機関その他第三者の審査または決定を代行・支配するものではありません。

第7条（当社と申込者の役割分担）

当社は、情報提供、候補校の整理、連絡・交渉、必要書類および手続きの案内、申請内容の確認・助言その他選択プランに定める支援を行います。

申込者および留学者は、次の事項を自ら行い、または必要な協力を行うものとします。

- 正確かつ最新の情報・書類・写真・映像等を、指定された期限までに提出すること
- 候補校、費用、専攻、住居、スカラシップその他の条件を確認し、最終的な進学先を決定すること
- 本人確認、署名、宣誓、申請内容の最終確認、本人名義での提出、面接、予約および第三者費用の支払いを行うこと
- 本人名義のアカウント、パスワード、認証コードその他の認証情報を適切に管理すること
- 当社、大学、コーチ、リーグ、政府機関等からの連絡を確認し、必要な対応を期限内に行うこと
- SNS への投稿および本人名義のアカウント運用を行うこと。ただし、当社が別途投稿等を行うことに合意した場合を除きます。

重要 アカウントのパスワード、認証コードその他の認証情報は、原則として当社へ共有しないでください。パスポート番号等の本人確認情報は、必要な手続きに限り、当社が案内する方法で提供してください。本人による入力・提出が必要な手続きは、申込者または留学者が行います。

第 8 条（対象校の選定）

候補校は、競技力、ポジション・種目、学業成績、英語力、希望専攻、年間予算、地域、入学時期、チームの募集状況、ロースター状況、リーグ規則その他の事情を総合的に考慮して選定します。最終的な交渉対象校は、当社と申込者が協議し、記録に残る方法で確認します。

提携関係または候補校としての案内は、大学合格、運動部への入部、ロースター入り、試合出場またはスカラシップの獲得を保証するものではありません。提携関係、募集状況および条件は、大学・チーム側の事情により変更されることがあります。

提携校への交渉は、申込者の条件と募集状況が合う候補校のうち、双方で確認した合理的な範囲で行います。すべての提携校への一斉連絡または特定数の提携校への交渉を当然に保証するものではありません。

第 9 条（競技プロフィールおよび動画資料）

両プランに共通する競技プロフィール・動画資料の整理は、申込者から提供された既存の情報および映像について、対象校への入部交渉に必要な範囲で内容を確認し、送付・共有しやすい形に整理することをいいます。

動画の撮影、映像編集、ダイジェスト動画制作、字幕制作、専門的な測定、第三者プラットフォームの有料登録その他の制作・外部サービスは、別途書面で合意した場合を除き、プラン料金に含まれません。

第 10 条（入部交渉および交渉校数の算定）

本約款における入部交渉には、次の活動が含まれます。

- 大学コーチまたはチーム関係者への個別連絡
- 競技プロフィール、競技成績、ハイライト動画、試合映像、学業情報等の送付または共有
- 大学コーチまたはチーム関係者との合理的な範囲の質疑応答および再連絡
- オンライン面談等の調整
- 入部、ロースター、スカラシップその他提示条件の確認

交渉校数に上限がある場合、当社が申込者の事前確認を得た対象校の大学コーチまたはチーム関係者へ、初回の個別連絡を送信した時点で 1 校として算入します。一般的な学校調査、候補リストへの掲載、不特定多数への公開投稿または送信不能となった連絡のみでは算入しません。

適切な連絡先への初回連絡後、返信がない場合、不合格となった場合、またはオファー・入部許可が得られなかった場合であっても、当社が合理的な範囲の再連絡を含む交渉活動を実施したときは、当該校に対する交渉活動を履行したものとします。同一校への再連絡は、追加の 1 校として算入しません。

第 11 条（スカラシップ条件の確認・交渉支援）

スカラシップ条件の確認・交渉支援とは、対象校から提示されたスポーツ、学業その他のスカラシップ、学費免除または経済的支援について、その種類、金額、適用期間、更新条件その他の条件を確認し、申込者の希望に応じて大学またはチームへ照会または交渉を行うことをいいます。

当社は、スカラシップの獲得、増額、更新または継続を保証しません。また、リーグ・大学・チームの規則または予算により、スカラシップが存在しない場合や交渉できない場合があります。

第 12 条（デジタルリクルーティングサポート）

デジタルリクルーティングサポートは、プレミアムプランに限り提供します。その内容は、申込者の競技プロフィール、動画、競技成績、学業情報、英語力、希望条件等を、大学コーチまたはチーム関係者に伝わりやすい形で発信・共有するための次の支援です。

- 英語プロフィール文の初期案の作成または修正、および重要情報の更新に伴う合理的な範囲の修正
- X 等で使用する投稿文・固定投稿文の作成または修正支援
- 動画リンク、競技実績、学業情報、希望条件等の整理
- 大学コーチへ連絡するための導線づくり
- 反応があった学校またはチームへの対応・フォローアップに関する支援

SNS への投稿および申込者名義のアカウント運用は、原則として申込者または留学者が行います。

当社が自ら投稿、メール送信または DM 送信を行う場合は、掲載・共有する情報、媒体、相手方および連絡方法について、事前確認を得るものとします。

SNS アカウントの継続的な運用代行、広告運用、閲覧数分析、投稿後の常時管理、動画制作および有料媒体の利用は、別途合意した場合を除き含まれません。実施方法、対象媒体および実施時期は、競技、対象学期、資料準備状況、希望条件等を踏まえて当社と申込者が確認します。

第 13 条（出願・学生ビザ・ハウジング申請支援）

各申請支援には、必要書類および手順の案内、準備スケジュールの確認、申請内容の確認、入力に関する助言ならびに合理的な範囲の大学・関係機関との連絡支援が含まれます。

留学者本人の署名、宣誓、本人確認、面接、予約、最終確認、支払いまたは本人名義での提出が求められる手続きは、留学者が行います。申込者に求められる同意、署名または支払いは、申込者が行います。当社は、大学、米国大使館・領事館、国土安全保障省その他の政府機関、住居提供者等の審査および決定を保証しません。

第 14 条（渡米前および渡米後のサポート）

渡米前アスリートオリエンテーションでは、大学・チームへの合流、学業と競技の両立、渡航・入居・初期手続き、現地生活を開始するうえでの基本事項を案内します。競技別特典または技術指導を実施する場合は、対象者、内容、回数および日程を別途案内します。

渡米後サポートは、契約期間内に、大学への初期手続き、履修開始、チームへの合流、住居その他留学開始時の事項について、必要に応じてメールまたは事前予約制の Zoom で情報提供・助言を行うものです。緊急出動、医療・法律・税務上の専門判断、通訳同行、生活全般の代行または 24 時間対応は含まれません。

第 15 条（結果の非保証）

当社は、次の結果を保証しません。これらは、大学、チーム、コーチ、リーグ、政府機関、外部サービスその他当社以外の判断または事情に左右されます。

- 大学への合格または希望する専攻への入学
- チームへの入部、ロースター入り、練習参加または公式戦・練習試合・遠征等への出場
- スカラシップの獲得、金額、増額、更新または継続
- 大学コーチまたはチーム関係者からの返信、接触またはオファー
- NCAA、NAIA、NJCAA、3C2A、NWAC その他の登録、資格認定または出場資格取得
- 学生ビザその他の許可の取得または希望時期までの発給

- 学位取得、卒業、編入、就職その他の進路
- SNS 等における投稿の閲覧数、反応、返信または接触

第 16 条（申込者の協力および期限）

申込者および留学者は、当社が本プログラムを提供するために合理的に必要な情報・書類を提出し、質問・確認に期限内に回答するものとします。提出または回答の遅延、情報の不足・誤り、申込者の判断保留その他申込者側の事情により、出願、交渉、ビザ、住居等に不利益が生じた場合、当社はその結果を保証しません。

対象学期、希望条件または本人の状況に重大な変更が生じた場合、申込者は速やかに当社へ通知するものとします。変更により当初の範囲を超える追加業務が必要となる場合は、別途契約または追加料金について協議します。

第 3 章 契約期間

第 17 条（契約期間）

本契約の期間は、契約成立日から、次の各号のうち最も早く到来する日までとします。

- 対象学期について進学先大学が定める入学オリエンテーション開始日または授業開始日のいずれか早い日から 60 日を経過する日
- 契約成立日から 18 か月を経過する日
- 本約款に基づき本契約が終了または解除された日

進学先または授業開始日が確定しない場合であっても、契約成立日から 18 か月を経過した時点で契約は終了します。期間満了後の継続支援、対象学期の変更、再出願または転校支援を希望する場合は、新たな契約または別途の書面合意が必要です。

対象学期の変更、大学側の入学時期変更その他の事情により期間内にサポートを完了できない場合、当社と申込者は、期間延長および追加対応の有無について記録に残る方法で協議します。追加料金が必要となる場合、当社は着手前に内容および金額を提示し、申込者の同意を得ます。

第 18 条（サポートの一時停止）

申込者から必要な情報・書類・回答が提出されない場合、料金その他必要費用が支払われない場合、または申込者側の事情により作業を進められない場合、当社は相当な期限を定めて連絡したうえで、サポートを一時停止することができます。一時停止期間は契約期間を自動的に延長しません。

第 4 章 料金および費用

第 19 条（プラン料金）

本プログラムの通常料金は次のとおりとし、原則として一括前払いとします。料金には、日本の消費税を含みます。

プラン	税抜料金	税込料金
アスリートスタンダード	300,000 円	330,000 円
アスリートプレミアム	480,000 円	528,000 円

プラン料金は、本約款に定める支援を提供することの対価であり、大学合格、入部許可、ロースター入り、試合出場またはスカラシップ獲得を条件とする成果報酬ではありません。本約款または別途書面で明示した費用を除き、これらの結果を理由とする成功報酬は発生しません。

第 20 条（割引料金およびキャンペーン）

当社は、早期申込その他の条件を満たす申込者に対し、通常料金から割引した料金を適用することがあります。この場合、申込フォーム、契約確認書、見積書または請求書に記載され、当社と申込者が確認した税込金額を本契約のプラン料金とします。

割引料金が適用された場合も、別途明示した場合を除き、プランのサービス範囲は変更されません。キャンセル時の返金額は、当社が実際に受領した割引後の金額を基礎として算定します。

第 21 条（追加交渉料金）

プレミアムプランにおいて、非提携校 5 校を超える個別交渉を希望する場合、追加 5 校ごとに 100,000 円（税込 110,000 円）を加算します。追加交渉は、対象校および料金について記録に残る方法で合意し、入金を確認した後に開始します。

第 22 条（プラン料金に含まれない費用）

次の費用はプラン料金に含まれず、申込者の負担となります。

- 大学の授業料、出願料、学生登録費、教材費、成績証明書発行費および翻訳関連費用
- リーグ登録費、資格審査費、英語試験その他の試験受験料
- 学生寮、ホームステイ、アパートその他の住居費、保証金、食費および現地交通費
- 航空券、海外留学生保険その他の保険料および渡航関連費用
- SEVIS 費、ビザ申請費その他政府機関が請求する費用
- 動画制作、有料リクルーティング媒体、翻訳・通訳、専門家相談その他別途合意した外部サービス費用
- その他、大学、チーム、リーグ、政府機関、住居提供者または外部サービス等が請求する費用

第 23 条（外貨建て費用および立替払い）

申込者が大学その他の第三者へ外貨建て費用を直接支払う場合、適用される為替レート、手数料および決済条件は、利用する金融機関・決済サービス等の定めによります。

当社が申込者の依頼を受け、外貨建ての第三者費用を立替払いまたは送金代行する場合に限り、当社の請求書発行日の前銀行営業日に三菱 UFJ リサーチ & コンサルティングが公表する TTS レートに 3%を加算したレートを適用します。円換算後の総額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り上げます。立替払いまたは送金代行は、対象費用、概算額および手数料について事前に確認したうえで実施し、為替差額を精算する場合は計算根拠を提示します。

第 5 章 プラン変更・キャンセル・契約解除

第 24 条（プラン変更）

スタンダードプランからプレミアムプランへの変更を希望する場合、当社が変更を承諾し、料金差額の入金を確認した後に、プレミアムプラン固有のサービスを開始します。プレミアムプランからスタンダードプランへの変更は、サポート着手状況および非提携校への交渉状況を踏まえ、当社と申込者が返金の有無・金額を含めて個別に合意した場合に限ります。

第 25 条（申込者によるキャンセル）

申込者は、電子メール、LINE その他記録に残る方法で当社へ通知することにより、本契約をキャンセルできます。キャンセル日は、当社が通知を受領した日とします。返金率は、当社が実際に受領したプラン料金を基礎として次のとおり算定します。

キャンセル時点	返金率
サポート着手前	80%返金
サポート着手後、正式な受入通知の受領前	50%返金
大学合格通知、入部オファー、スカラシップオファーまたはこれらに準ずる正式な受入通知の受領後	返金なし

サポート着手とは、当社が着手予定を記録に残る方法で通知した後、候補校の個別選定、プロフィール・動画資料の確認または整理、大学・コーチへの連絡準備、出願・ビザ・住居手続きの準備、デジタルリクルーティング資料の作成その他申込者のための個別作業を開始した時点をいいます。単なる一般相談、資料送付または入金確認のみは、サポート着手に含みません。

正式な受入通知とは、当社が本契約に基づき支援または交渉を行った対象校から、申込者、留学生または当社が、電子メール、大学ポータル、オファーレターその他記録に残る方法で受領した入学許可、入部受入れ、スカラシップ提示またはこれらに準ずる通知をいいます。通常の入学要件、競技資格または英語要件等を条件とする通知を含みます。ただし、第 10 条に基づく当該対象校への初

回の個別連絡前に、記録に残る方法で必須条件として合意した条件を明らかに満たさない通知は含みません。

返金率適用後の返金額から、当社が申込者の承認を得てプラン料金から支出し、かつ申込者から別途受領していない返金不能の第三者費用、および返金に要する振込手数料を控除します。第三者費用を別途受領している場合は、各支払先から実際に返金された額を基準に精算します。返金は、返金額および振込先の確認完了後 14 銀行営業日以内に行います。ただし、適用法令によりクーリング・オフその他の解除権またはこれを上回る返金が認められる場合は、法令に従います。

第 26 条（申込者の債務不履行等による停止・解除）

申込者または留学者が次のいずれかに該当する場合、当社は記録に残る方法で通知し、原則として 14 日以上の相当な期間を定めて是正を求めることができます。期間内には是正されない場合、当社はサポートを停止し、または本契約を解除できます。

- プラン料金、追加料金または合意済みの必要費用を支払わない場合
- 必要な情報・書類を提出せず、または当社からの合理的な連絡に回答しないため、30 日以上作業を進められない場合
- 本約款または個別に確認した重要な義務に違反した場合

虚偽申告、重要事項の故意の不告知、反社会的勢力への該当、違法行為、当社・大学・コーチ・関係機関・第三者への脅迫、暴力、重大な迷惑行為または業務妨害がある場合、当社は催告なく直ちに本契約を解除できます。

本条により解除した場合、当社は提供済みサービスの相当額、支出済み実費および申込者の違反により生じた合理的な損害を控除し、残額があるときは返金します。

第 27 条（当社都合による終了）

当社の責めに帰すべき事由により本プログラムの主要なサービスを継続できない場合、当社は速やかに申込者へ通知し、未提供部分に相当する料金を合理的に算定して返金します。申込者の同意を得た場合は、代替サービスまたは後任者への引継ぎをもって返金に代えることがあります。

第 6 章 第三者事情・免責・責任

第 28 条（大学・コーチ・リーグ等の事情）

大学、チーム、コーチ、リーグその他当社以外の第三者の事情により、次の変更または不利益が生じた場合、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社はその結果を保証しません。当社は、判明した情報を申込者へ共有し、合理的な範囲で代替案を検討します。

- コーチの退任、異動、連絡不能または方針変更
- チームの廃部、活動停止、募集停止、ロースター削減またはカテゴリー変更
- スカラシップ制度、金額、条件、予算または募集枠の変更
- 入部条件、入学条件、出願条件、専攻、学費、住居または締切の変更
- リーグ規則、出場資格、登録条件またはコンプライアンスルールの変更

第 29 条（不可抗力）

天災地変、感染症・疫病、公衆衛生上の制限、戦争・紛争・テロ・暴動、政府・自治体・大学・リーグ等による規制または方針変更、入国・渡航制限、ストライキ、通信・システム障害その他当社が合理的に支配できない事由により、サービスの遅延、変更または中断が生じた場合、当社は合理的な範囲で日程変更または代替方法を検討します。

不可抗力により契約目的の達成が困難となった場合、当社と申込者は、対象学期の変更、契約期間の取扱い、提供済みサービスおよび返金不能の実費を踏まえ、今後の対応を協議します。

第 30 条（ビザ・渡航・緊急対応）

ビザ発給拒否、審査遅延、追加審査、入国拒否、渡航制限その他政府機関の判断について、当社は責任を負いません。ただし、当社の支援上の誤りが判明した場合は、合理的な範囲で訂正または再申請準備に協力します。

本プログラムは、医療、法律、税務、移民法上の専門助言、身元保証、緊急出動または 24 時間対応を提供するものではありません。緊急時は、現地の緊急機関、大学の担当部署、保険会社、在外公館その他適切な専門機関へ連絡してください。

第 31 条（SNS・外部サービス）

SNS、動画プラットフォーム、オンラインリクルーティング媒体、メール、DM その他外部サービスの仕様変更、利用規約変更、障害、アカウント制限、投稿削除、表示制限、検索表示の変動、第三者による反応・コメント・引用・転載等により不利益が生じた場合、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

第 32 条（損害賠償の範囲）

当社が申込者に対して損害賠償責任を負う場合、当社の故意または重大な過失による場合、または適用法令により責任制限が認められない場合を除き、その責任は、当社が当該申込者から実際に受領した本プログラムのプラン料金を上限とし、通常かつ直接の損害に限られます。

第 7 章 個人情報・資料・SNS 同意

第 33 条（個人情報の利用目的）

当社は、申込者および留学者から取得した個人情報を、次の目的で利用します。

- 大学選定、出願、入学手続き、成績・英語力等の確認
- 学生ビザ申請およびハウジング申請の支援
- 大学コーチ、チーム関係者、大学担当者、リーグ関係者等への紹介・連絡・交渉
- 競技プロフィール、写真、動画リンク、競技成績、学業情報等の整理、作成、翻訳および共有
- 事前に合意した SNS、動画プラットフォーム、オンライン媒体、メール、DM 等での掲載・共有
- 本プログラムの提供、連絡、事務処理、請求、記録管理およびトラブル対応

当社は、上記目的の達成に必要な範囲で、アメリカを含む国外の大学、コーチ、チーム関係者、大学担当者、リーグ関係者、政府機関、住居提供者、外部サービスその他必要な相手方へ情報を提供することがあります。法令または本約款に基づく場合を除き、同意なく利用目的の範囲を超えて利用しません。

当社が外国に所在する第三者へ個人データを提供し、または要配慮個人情報を取得・提供する場合、個人情報保護法その他の適用法令に従い、必要な情報提供、本人同意の取得その他の措置を講

じます。個人情報の取扱いについては、本約款のほか、当社のプライバシーポリシーを適用します。

第 34 条（SNS 等への掲載・共有）

当社が SNS、動画プラットフォーム、オンライン媒体、メール、DM その他外部媒体に申込者または留学者の情報を掲載・共有する場合、別紙 1「SNS 掲載・共有同意書」、確認フォーム、電子メール、LINE その他記録に残る方法により、情報の範囲、媒体、相手方および連絡導線を事前に確認します。

申込者、留学者または留学者の法定代理人は、掲載・共有内容の修正または削除を依頼できます。当社は合理的な範囲で対応しますが、第三者による保存、引用、転載、検索エンジンのキャッシュ、外部サービスの仕様等により、インターネット上から完全に削除されることを保証しません。

第 35 条（提供資料の正確性および権利）

申込者は、当社へ提供する写真、動画、競技成績、学業情報、プロフィール、推薦文その他の資料について、内容が正確であり、かつ第三者の著作権、肖像権、プライバシー権その他の権利を侵害しないことを確認するものとします。

虚偽、誇張、不適切な情報、権利侵害のおそれがある情報、またはリーグ・大学・外部サービスの規則に抵触するおそれがある情報について、当社は掲載、送付または共有を拒否し、修正を求めることができます。

第 8 章 連絡・約款変更・準拠法

第 36 条（連絡方法）

当社と申込者との連絡は、申込フォームに記載された電子メール、LINE、電話、オンライン面談その他双方が合意した方法で行います。申込者は、連絡先の変更があった場合、速やかに当社へ通知するものとします。

第 37 条（本約款の変更）

本契約には、契約成立時に申込者へ提示された版の約款を適用します。当社は、法令の改正、サービス内容の変更その他合理的な必要がある場合、変更の効力発生日および内容をウェブサイトその他適切な方法で周知したうえで、本約款を変更することがあります。ただし、法令に基づく場合または申込者と記録に残る方法で合意した場合を除き、変更後の内容が既存の契約に自動的に適用されるものではありません。

第 38 条（権利義務の譲渡）

申込者は、当社の事前の書面承諾なく、本契約上の地位または権利義務を第三者へ譲渡し、または担保に供することはできません。

第 39 条（分離可能性）

本約款の一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合でも、その他の条項は引き続き有効に存続します。無効または執行不能となった部分は、その趣旨に最も近い有効な内容となるよう解釈または協議するものとします。

第 40 条（準拠法および管轄）

本約款および本契約は日本法に準拠します。本約款または本契約に関して紛争が生じた場合、山形地方裁判所または鶴岡簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。ただし、消費者契約その他の法令により申込者の住所地等の裁判所に管轄が認められる場合、その管轄を排除しません。

II. アスリートスタンダードプラン個別約款

プランの位置づけ TEAM Sugi の提携校に限定し、候補校整理から入部交渉、出願、ビザ、住居、渡米前後までを支援する基本プランです。

第 1 条（適用）

本個別約款は、アスリートスタンダードプランを選択した申込者に適用されます。本個別約款に定めのない事項は、I. 基本約款によります。本プランの通常料金は、300,000 円（税込 330,000 円）です。割引料金が適用される場合は、基本約款第 20 条によります。

第 2 条（サービス内容）

本プランには、基本約款に定める共通サービスのうち、次の内容が含まれます。

- 希望条件および進学ルートの整理、ならびに提携校の候補選定に関する助言
- 既存の競技プロフィール、競技成績、写真、動画および動画リンクの確認・整理
- 双方で確認した提携校への紹介、入部交渉およびオンライン面談等の調整
- 提携校におけるスカラシップ条件の確認および交渉支援
- 進学先として選択した提携校への入学出願支援
- 英語要件、英語目標および準備スケジュールの確認
- 学生ビザ申請およびハウジング申請の支援
- 渡米前アスリートオリエンテーション
- 契約期間内の渡米後メール・Zoom サポート

第 3 条（対象校および対象外サービス）

本プランにおける入部交渉および出願支援の対象は、提携校に限ります。非提携校への入部交渉または出願支援を希望する場合は、プレミアムプランへの変更または別途有償契約が必要です。

本プランには、非提携校への入部交渉、SNS 等を活用したデジタルリクルーティング、SNS 用英語プロフィール・投稿文・固定投稿文の作成、継続的な SNS 運用および動画制作は含まれません。

Ⅲ. アスリートプレミアムプラン個別約款

プランの位置づけ スタンドアードの全内容に加え、非提携校 5 校までの個別交渉、デジタルリクルーティング、オンライン戦略面談を含む拡張プランです。

第 1 条（適用）

本個別約款は、アスリートプレミアムプランを選択した申込者に適用されます。本個別約款に定めのない事項は、I. 基本約款によります。本プランの通常料金は、480,000 円（税込 528,000 円）です。割引料金が適用される場合は基本約款第 20 条、追加交渉料金は基本約款第 21 条によります。

第 2 条（サービス内容）

本プランには、スタンダードプランのサービス内容に加え、次の内容が含まれます。

- 非提携校 5 校までの入部交渉
- 交渉対象となった非提携校のうち、入部または進学 of 具体的候補となった学校への出願支援
- 基本約款第 12 条に定めるデジタルリクルーティングサポート
- 英語プロフィール文、X 等の投稿文・固定投稿文の作成または修正支援
- 大学コーチへの連絡導線づくりおよび反応があった学校へのフォローアップ支援
- 進路・交渉方針を確認するためのオンライン戦略面談

オンライン戦略面談は、候補校、交渉状況、デジタルリクルーティング、オファー条件または進学判断について必要な時期に実施します。実施回数・時間は、申込者の状況および交渉の進捗に応じた合理的な範囲とし、無制限の面談または常時対応を意味するものではありません。

第 3 条（非提携校 5 校の確定・算定および追加交渉）

非提携校の交渉対象は、当社と申込者が協議し、申込者の確認を得たうえで確定します。交渉校数の算定は、基本約款第 10 条によります。

X 等への公開投稿、不特定多数への情報共有、一般的な学校調査または文章の添削のみは、非提携校の交渉校数に算入しません。公開投稿等を契機として特定の非提携校との個別交渉を開始する場合は、事前に申込者へ確認したうえで 1 校として算入します。

非提携校 5 校を超える交渉を希望する場合は、追加 5 校ごとに 100,000 円（税込 110,000 円）を加算します。追加交渉は、対象校および料金について記録に残る方法で合意し、入金を確認した後に開始します。

附則

1. 本約款は、2026 年 7 月 21 日以降に成立する契約に適用する改訂案です。正式な施行前に、当社による最終確認および必要に応じた専門家確認を行うものとします。
2. 2026 年 7 月 20 日以前に成立した契約については、申込時に適用された約款または当社と申込者が別途合意した条件によります。

別紙 1 SNS 掲載・共有同意書

本同意書は、TEAM Sugi アスリート留学プログラムのデジタルリクルーティングサポートにおいて、SNS、動画プラットフォーム、オンライン媒体、大学コーチへのメール・DM その他の外部媒体に掲載・共有する情報の範囲を確認するためのものです。

1. 掲載・共有を許可する情報

許可する項目にチェックを入れてください。チェックのない情報は、別途確認を得ない限り公開媒体へ掲載しません。

- | | |
|---|---|
| ☐ 氏名 | ☐ 競技名・ポジション／種目 |
| ☐ 身長・体重 | ☐ 卒業予定年・希望入学時期 |
| ☐ 競技成績・受賞歴 | ☐ 学業成績・GPA |
| ☐ 英語スコア | ☐ 写真 |
| ☐ ハイライト動画・試合映像・動画リンク | ☐ TEAM Sugi または専用の連絡導線 |

その他：

2. 掲載・共有を許可する媒体・相手方

- | | |
|--|---|
| ☐ X (旧 Twitter) | ☐ YouTube・Hudl・Vimeo 等の動画リンク |
| ☐ 大学コーチ・チーム関係者へのメール | ☐ 大学コーチ・チーム関係者への DM |
| ☐ オンラインリクルーティング媒体 | ☐ その他、事前に確認した媒体・相手方 |

その他の媒体・相手方：

3. 確認事項

- 掲載・共有した情報は、第三者に閲覧、保存、引用または転載される可能性があります。

- 2. 投稿または共有を行っても、大学コーチからの返信、接触、オファー、入部許可、ロースター入り、試合出場またはスカラシップ獲得は保証されません。
- 3. SNS への投稿および本人名義のアカウント運用は、別途合意した場合を除き、原則として申込者または留学者が行います。
- 4. 住所、生年月日、パスポート番号、学生証番号、個人電話番号、アカウントのパスワード、認証コードその他公開に適さない情報は、明示的な同意がある場合を除き、原則として公開媒体へ掲載しません。
- 5. 削除依頼があった場合、当社は合理的な範囲で削除または修正に協力します。ただし、第三者による保存・転載、検索エンジンのキャッシュまたは外部サービスの仕様等により、完全な削除は保証されません。
- 6. 申込者は、提供した情報が正確であり、写真・動画等の掲載または共有について必要な権利・許可を有することを確認します。
- 7. 本同意は、電子メールまたは LINE 等により将来に向かって撤回できます。ただし、撤回によりデジタルリクルーティングの全部または一部を実施できなくなる場合があります。

4. 同意

同意文 上記内容および本約款を確認し、選択した項目・媒体・相手方の範囲で、当社が申込者または留学者の情報を掲載・共有することに同意します。

同意日	年 月 日
申込者氏名	
留学学生氏名	※申込者と異なる場合
法定代理人氏名	※留学学生が未成年の場合
TEAM Sugi 確認欄	